

令和6年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 令和6年9月10日（火）

（開会 午前10時）

議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は2名欠員の10
であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたします。
これより9月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、「会議録署名議員の指名について」
は、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。10番 村
井剛君、11番 柳田裕平君を指名いたします。
日程第2、「会期の決定について」
は、議会運営委員長 畠山一充君の報告を求めます。はい、8番 畠山一充
君。

議会運営委員長 畠山一充 はい、8番 畠山です。おはようございます。私から、9月定例会
の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結
果についてご報告いたします。
去る9月の2日、午前10時から第二委員会室において、当局より町長、総
務課長が出席し、「9月定例会の日程・議案について」
委員会が開かれました。
今定例会の議案は、承認が1件、条例改正関係議案が3件、補正予算関係議
案が6件、規約及び計画の変更議案が2件、決算認定が6件、報告が1件、人
事案件議案における諮問が1件、選挙が1件であります。
また、一般質問者は4名となっております。
今定例会の日程は、初日が町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明、
議案に対する質疑、議長発議による決算特別委員会の設置について審議したあ
と、各議案を委員会に付託することとし、本会議が終わり次第各常任委員会に
入っていただきます。
2日目は、一般質問を行い、終わり次第、決算について委員会審議に入っ
ていただきます。
最終日は、午後3時から、各委員会に付託された議案等について、委員長報
告のあと、討論・採決を行います。
今定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月20日
までの11日間で行うことにいたしました。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運
営委員会の報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から20日までの1
1日間と決定してご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。そのように決定いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、教育長、各課課長、会計管理者でありま
す。
次に、日程第3、「議長の諸般報告」
に入ります。
この報告は、令和6年の6月定例会最終日より本定例会までの報告事項につ
いて印刷し皆さんのお手元に配布しております。その報告書をもって、「議長
の諸般報告」

に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。
日程第4、これより、「町長の行政報告
を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄 これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに1
日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるようお願いします。また一
人一問一答程度で簡潔にお願いします。質問のある方は挙手してください。
質問のある方。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 はい、石井です。11ページ、臨時交付金のことだけでも。これ、質問であ
りません。職員を激励したいと思うんだけど。対象者約1,042名のうち、
だいたい200人近くが未申請だすものな。これ、もう一押しして頑張って出
来ただけ貰えるようにするように職員の皆さんも頑張って欲しいと思います。
国から来るお金だからね、貰わなければ勿体ないし…ということで。せっかく
町の町民の方に入れば、これいいお金に、収入になるからね、助かると思うか
ら。職員も頑張って、もう一押ししてください。要望です。

議長 伊藤秋雄 要望事項とします。次に…、他にありませんか。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、6番 京極です。ちょっと前段部分のほうでご質問したいんですけど
も。
二点ほど。3ページの部分で、「今後の人口減少に備え、子育て世帯が定住
し…」とありますが、この考えってというのは、人口を増やす為の取り組みなの
か、それとも人口減を抑制する為の取り組みなのか、というところ、考え方お
伺いしたいのが一つ。4ページの中程のところ、「交流人口の拡大を図り、
…その後、関係人口の拡大に…」と出て来ておりますが、この「交流人口」と
「関係人口」の意味合い、ちょっと似たような言葉だと思うんですけど、ど
ういった意味で使われているのか、この二点、お伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、 畠山町長。

町長 畠山菊夫 子育て支援等については、抑止する意味もありますし、それがまた人口増に
つながる意味も含めてそのように…の考えでございます。
それと、「交流人口」につきましては、これは一般にいわれております、イ
ベント等を増やして「交流人口」を増やすのか、そしてまた、田んぼアート等
で見に来てくれるお客さんを、そしてまた、例えば商店街に誘導するとか、そ
ういうのを含めながらの施策で言っていることでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。はい、7番 村井 昇君。

7番 村井 昇 7番 村井です。私の地域では、また空き家になりつつあるものが2件程増
えそうです。
それで、5ページにある、「空き家を含めた住環境の整備…」ということを書
いてありますが、どういうことをするのか、ちょっと分かったら教えてもら
いたいです。

議長 伊藤秋雄 はい、 畠山町長。

町長 畠山菊夫 空き家の整備には当然なります。ただ、私の言っているのは、災害に強い町づくり、そういう意味でも住環境整備は危急の課題であろうと思って、そういうふうな言葉で書いております。

7 番 村井 昇 はい、分かりました。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に、日程第 5、承認第 6 号から、日程第 16、議案第 42 号までの 12 件を各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。そのように決定いたします。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
議案の理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

初めに、会議日程資料の 6 ページをご覧ください。

承認第 6 号「令和 6 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて

パリオリンピックにバドミントン競技で出場する本町出身の志田千陽選手の応援を行うこととしたことから、関連予算について予算執行前に議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したもので、これについて議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決処分の補正予算書 1 ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ 90 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 31 億 6,362 万 9 千円としております。

歳入では、

8・9 ページ、前年度繰越金に 90 万 1 千円を追加しております。

歳出では、

10・11 ページ、教育費、保健体育総務費、総額 90 万 1 千円の追加は、パリオリンピックのパブリックビューイングのためのテレビ放映著作権料等、出場選手の応援に係るものでございます。

以上が一般会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。

もう一度、日程資料 7 ページをご覧ください。

議案第 32 号「八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定を削除するものでございます。

次に、9 ページをご覧ください。

議案第 33 号「八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、地域包括支援センター運営協議会の定義規定に係る、省令引用箇所の改正でございます。

次に、11ページをご覧ください。

議案第34号「まちづくり活動センター設置条例の一部を改正する条例について

令和5年12月から空き店舗となっている「まちづくり活動センター」1階店舗及び厨房等について、飲食店等運営事業者を募集していることから、使用料等の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、指定管理者が行う業務や店舗及び厨房の月額使用料を定めたこと等の改正であります。

議案第35号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）について

補正予算書

1ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ1億1,450万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億7,813万3千円としております。それでは歳入の主なものをご説明申し上げます。

8・9ページ、繰入金に総額793万1千円を追加しております。これは介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の令和5年度の実績による精算分であります。

前年度繰越金には9,328万9千円を追加しております。

また、諸収入の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金に827万5千円を追加しております。これは、一般社団法人PDSC（新薬・未承認薬等研究開発支援センター）からの助成金であります。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

10・11ページ、総務費、電子計算費、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金446万円の追加は、令和6年10月に制度改正となる児童手当に対するシステム改修に係るものでございます。

12・13ページ、衛生費、予防費、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料には、795万8千円を追加しております。

農林水産業費、農業総務費、委託料539万円の追加は、空き校舎の利活用や農業所得の向上などの地域課題を解決しながら、地域の脱炭素を推進するための事業について、町と共に調査・検討し、合わせて関係補助金の申請を支援するものでございます。

16・17ページ、教育費、トレーニングセンター管理運営費にオリンピック記念会館の改修工事関連予算として、総額8,392万4千円を追加しております。

以上が一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に

議案第36号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

21ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ184万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,717万6千円としております。

28・29ページ、歳入では国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金に266万2千円を追加し、前年度繰越金から81万6千円を

減額しております。

30・31ページ、歳出の主なものをご説明いたします。

総務費、負担金補助及び交付金に266万2千円を追加しております。これは、マイナンバーカードと健康保険証とが一体化することに伴うシステム改修に係るものでございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、納付金額の確定により、一般被保険者医療給付費分から193万3千円、介護納付金分から14万4千円をそれぞれ減額し、一般被保険者後期高齢者支援金等分に67万円を追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に

議案第37号「令和6年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

35ページをご覧ください。

歳入歳出から、それぞれ91万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,520万6千円としております。

42・43ページ、歳入は、事務費繰入金から259万3千円を減額し、前年度繰越金に167万5千円を追加しております。

44・45ページ、歳出は、一般管理費から総額259万3千円を減額しております。これは、会計年度任用職員を任用しないこととしたことなどによるものでございます。

一般会計繰出金167万5千円の追加は、令和5年度の実績による精算分であります。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に

議案第38号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

47ページをご覧ください。

歳入歳出にそれぞれ2,772万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億9,815万7千円としております。

54・55ページ、歳入は、介護保険料、現年度分特別徴収保険料に840万8千円を追加し、前年度繰越金に1,931万6千円を追加しております。

56・57ページ、歳出の主なものは、諸支出金の償還金に、総額2,123万8千円を追加しております。これは、令和5年度給付費の実績による精算分で、国・県及び社会保険診療報酬支払基金への償還金でございます。

一般会計繰出金625万8千円につきましても、令和5年度の実績による精算分でございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に

議案第39号「令和6年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第1号）について」

59ページをご覧ください。

収益的支出に60万7千円を追加し、総額を1億4,460万円に、収益的支出に236万8千円を追加し、総額を1億9,240万8千円としております。

64・65ページ、収益的収入につきましては、消防設備負担金60万7千円を追加しております。収益的支出につきましては、職員の人件費として総額で86万8千円を追加し、配水及び給水費の修繕費に配水管、給水装置の修繕料として89万2千円を、消火栓の修繕料として60万8千円をそれぞれ追加しております。

以上が水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に

議案第40号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

67ページをご覧ください。

収益的収入に12万5千円を追加し、総額を2億2,773万円に、収益的支出に3千円を追加し、総額を2億2,724万5千円としております。資本的支出には、134万円を追加し、総額を1億7,879万5千円としております。

76・77ページ、収益的収入につきましては、一般会計補助金に3千円を、消費税還付金に12万2千円をそれぞれ追加しております。収益的支出につきましては、職員退職手当組合負担金に3千円を追加しております。

78・79ページ、資本的支出につきましては、污水管渠等整備事業に134万円を追加しております。

以上が公共下水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、会議日程資料16ページをご覧ください。会議日程資料16ページ、

議案第41号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」

地方自治法第291条の3第1項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

18ページをご覧ください。

議案第42号「八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について」

八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更を要することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄

これにて、議案に対する質疑を行います。

はじめに、日程第5、承認第6号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

質疑なしと認めます。承認第6号について質疑を終わります。

次に、日程第6、議案第32号「八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

質疑なしと認めます。議案第32号について質疑を終わります。

次に、日程第7、議案第33号「八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

質疑なしと認めます。議案第33号についての質疑を終わります。

次に、日程第8、議案第34号「まちづくり活動センター設置条例の一部を改正する条例について

質疑を行います。質疑ありませんか。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村

6番 京極です。すみません、12ページのちょっと中程上寄りなんですけど、第10条のところで、「利用料金は、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。」というふうに書かれていて、その通りだなあと思うんですけども。今、起こってる件を

考えると、この条例定める前に指定管理者のほうで先に募集始めているという事実あると思います。このへんについて町としては、こういった考えなのかお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 確かに京極議員言われたように、町のほうでは既にもう店舗の公募始めております。その募集要項の中に、およその目安としまして月額5万円程度、ただし、今後変更になる場合があるってこと記載しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いすか、はい。質疑なしと認めます。議案第34号についての質疑を終わります。

次に、日程第9、**議案第35号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）について**

質疑を行います。質疑ありませんか。はい、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 はい、11番 柳田です。私、先日の全員協議会の時にちょっと確認しようと思ったんですけど出来なかったの、ちょっと今伺いますが。

この予算の歳出のほうの中で、オリンピック記念会館の改修関係のところでございますが。私、オリンピック記念会館のトレーニングセンターのほうには、ずっと前に行ったことありますが、確かあそこにはエアコンが付いてなかったという認識なんです。まあ、それがもし変わってないのであれば、ちょっと申し上げていいのかなあと。ちょっと確認します。エアコン今、付いてますか。

議長 伊藤秋雄 はい、教育課長。

教育課長 齊藤嘉生 現在エアコンは、付いておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

11番 柳田裕平君 そういう前提で質問しますが、いま高齢者の方とか、日本国でも結構、熱中症で倒れるとか、入院するとか非常に増えてきております。

今回の行政報告でも総務課の文章の中でも、そういう熱中症っていうのが取り上げられております。

そういう観点からちょっと意見を申し上げますが、あそこに今の時代にエアコンが付いてないってこと自体がもう時代遅れじゃないのかなあと、いうふうには私の考えです。

出来れば今回、補正予算でございますが、来年度の正規の事業として今から検討していただければ、ということでございます。よろしく願いいたします。

議長 伊藤秋雄 答弁いすか、答弁。はい、お願いします。教育課長。

教育課長 齊藤嘉生 ただ今のことについてお答えいたします。

エアコンについては、今回の改修工事でも考えております。因みに今、考えてるのが、1階の事務室と2階の展示室、トレーニング室となっております。

アリーナにつきましては、ちょっとあまりにも高額になることから、今のところは考えておりませんけども、議員がおっしゃるとおり、この後進めていくうえでいろいろ考えていきたいと思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

11番 柳田裕平君 実は、この話は、いまシニアの会のほうで毎週あそこ使って運動やっておるんで、そのメンバーの方の中から「なんとかエアコン付けてもらいたい」と

いう話が私のほうにきたもんで、いま申し上げさせていただきました。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、4番 北嶋賢子です。いま柳田議員さんとの関連なんですけれども。教育民生委員会なもんだから、この後審議もされるとは思いますが。オリンピック記念館のこと、8,393万2千円の予算が今回出ております。これは、「ふるさと創生」でオリンピック記念会館は建てられたんですけども。もし、あまりにもね、これ修理費が掛かるもんだから、建て替えるとすれば、どれくらいかかるもんかどうか、後で教えていただければ。委員会の時でもいいです。お願いします。

議長 伊藤秋雄 要望ですね。はい、他にありませんか。はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 ちょっと児童手当システムの会社の件で、お伺いしたいんですけども。今回システム改修っていうところで450万程度の予算がかかっておりますけども。これって、私の理解がちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、高校生が10月から拡充されるっていったところで、ここに補正にそういった予算が載ってないんですけども、それって当初で元々あったのか。ちょっとそこらへん私、不勉強で申し訳ないんですけども、そこらへん補正していただきたいなと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、健康福祉課長。いすか。

健康福祉課長 松田正紀 ただ今のご質問にお答えします。
システム改修につきましては、今回の児童手当の開始に伴う改修としまして、機関係のシステムの改修に掛かる費用でございます。
県内の共同電算課の中で町の負担分ということでこれ計上しております。
高校生の5千円のプラス分に関しても、当初予算のほうに含めながら概算で計上しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いすか、はい、他にありませんか。はい、9番 金 一義君。

9番 金 一義 一つだけ教えてください。13ページにあります委託料ですけども。これ町と業者5百何十万のお金、予算置いてありますけども、まだ業者そのものは決まって…委託業者決まっておるのでしょうか。そこらへん教えてもらえれば。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 委託業者につきましては、今後予算が可決されればプロポーザルにて公募かけたいと思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。他にありませんか。はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 すみません、ちょっと予算っていうところで。ちょっとズレるかもしれませんが、コロナウイルスワクチンの予防接種委託料で795万っていうところ出ておりますけども、これってワクチンの自己負担額の設定っていうものは、もう決まっているのかっていったところちょっとお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、健康福祉課長。

健康福祉課長 松田正紀 ただ今の質問にお答えいたします。
当初、ワクチン接種費用が7,000円と示されておりましたので、町の負担は3,000円ということで当初予算のほうに計上しております。

この度、接種費用が15,300円ということで見直しされました。それを
含めまして国庫補助ということで8,300円、町の負担分は3,000円、
そうしますと個人負担4,000円となります。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。はい、7番 村井 昇君。

7番 村井 昇 私からの要望ですけど、オリンピック記念会館と連なってる管理棟について
なんですけど。管理棟にも確か、休憩室っていいですか、あそこにもエアコン
は付いてなかったと思います。昨年、町内会で夏祭りやった時、非常に暑くて。
そこで懇親会やったわけですが、「こういうどさエアコン付かねで、どさ付け
でるもんだ」どがつていう話もあったりして。

それから、町内会って言えば、何人もいるわけでないですが、小さい子供も
来るわけなんです。それで、男子の小便する所のトイレが、何て言う…古いト
イレなものやら今流行でなくて、踏み台さ上がらなければ子供が小便できない
ようなかたちになっておりますので、子供用のトイレを一つ付けてもらいたい
と思います。要望です。よろしくお願いします。

議長 伊藤秋雄 これについて、課長、何か、あるすか、ねすか。

教育課長 齊藤嘉生 はい、ご要望ありがとうございます。この後現場を確認して見てみたいと
思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第35号について質疑を終わります。
次に、日程第10、**議案第36号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会
計補正予算（第1号）について**
質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第36号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、**議案第37号「令和6年度八郎潟町後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）について」**質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第37号について質疑を終わります。
次に、日程第12、**議案第38号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補
正予算（第2号）について」**質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第38号について質疑を終わります。
次に、日程第13、**議案第39号「令和6年度八郎潟町水道事業会計補正予
算（第1号）について」**質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石
井清人君。

5番 石井清人 5番 石井です。65ページ、水道会計、複式なので、ちょっと勉強のため
聞くんですが。消防設備負担金が60万7千円収入に入ります。ところが一般
会計では、60万8千円出るんですよね。千円の違いあるんだけども。やっ
ぱり複式の水道会計でも存置項目っていう千円を既に置いてあったものだが。
そういう複式の…単式と複式、同じように存置置いてあったのかな。

そうでなくて、ないとすれば、一般会計から60万8千円出て、水道会計に
60万7千円入るという千円の違いが分からないんだけども。そこ教えてください、

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 石井議員のご質問にお答えいたします。

負担金のほうが歳入ということで60万7千円置いてございますが、歳出のほうで60万7千5百円という百円単位の端数が付いていたかと思えます。それで、歳出のほうは千円切り上げということで予算措置してございます。通常、議員言われるようにイコールが正しいんですが、端数の関係で、そういった措置してございます。

議長 伊藤秋雄 いすか、はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 じゃあ、すいません、もう一度確認するけれども。せば、一般会計からは、60万7千5百円出ると。60万7千5百円出るから、水道のほうの会計では5百円もいで60万7千円としたわけだ。だども、歳出では60万8千円にすると。こういうことだか。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 歳入の場合は「切り捨て」で予算措置、一般会計の場合は、千円未満は「切り捨て」で予算措置されてございます。

一方、歳出のほうでは「切り上げ」で予算措置してございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、石井清人君。

5番 石井清人 それで、何回も聞くんだけど。だから、そうすれば、一般会計のほうでも60万7千5百円の支出ということなるのかな。予算は60万8千円置いてるけども、支出は60万7千5百円だから、8千円までいがねってことなるのかな。ちょっと分がらねな。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 一般会計からのほうは、まず負担金というかたちで歳出なるんですが、そちらのほうは60万7千円で水道会計のほうに入ってきます。歳出におかれましては、予算措置上は60万7千5百円「切り上げ」しまして、水道会計のほうでは60万8千円となります。実際、請負になるんで受け差が出るんですが、予算措置上は歳入歳出とその端数の「切り捨て」の関係は生じてございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第39号について質疑を終わります。
次に、日程第14、**議案第40号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について」**質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第40号について質疑を終わります。
次に、日程第15、**議案第41号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」**質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第41号について質疑を終わります。

次に、日程第 16、**議案第 42 号「八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について」** 質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第 42 号について質疑を終わります。
ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程しますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。暫時休憩します。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員着席)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。
ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程します。
日程第 17、認定第 1 号から、日程第 22 号、認定第 6 号までの 6 議案を一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。そのように決定いたします。
提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

認定第 1 号「令和 5 年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について」

ご説明申し上げます。決算書の
146 ページをご覧ください。実質収支に関する調書。歳入総額が 38 億 4,457 万 3 千円、歳出総額が 36 億 3,062 万円、歳入歳出差引額は 2 億 1,395 万 3 千円であります。そのうち 1,524 万 8 千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は 1 億 9,870 万 5 千円となっております。
2・3 ページをご覧ください。歳入の概要につきましては、町の自主財源であります町税が総額 4 億 6,583 万 4 千円で、前年度比 1.2%、およそ 563 万円の増額となっております。
調定額に対する収納率については、94.4%と前年度比 0.2%の増となっております。
地方消費税交付金は、1 億 3,535 4 千円で、前年度比 0.4%、およそ 49 万円の減額となっております。
主要財源の地方交付税は、1 億 5,424 8 千円で、前年度比 0.2%、およそ 452 万円の増額となっております。
内訳につきましては、普通交付税が前年度比 0.4%、およそ 724 万円の増額、特別交付税については前年度比 1.4%、およそ 272 万円の減額となっております。
4・5 ページ、国庫支出金は、4 億 4,240 1,072 円で、前年度比 23.2%、およそ 1 億 3,399 万円の減額となっております。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 201 万円の減額などによるものでございます。
県支出金は、2 億 5,607 7,039 円で、前年度比 2.2%、およそ 577 万円の減額となっております。内訳につきましては、高岳山いこいの森整備工事等に係る秋田県水と緑の森づくり税関係事業費補助金 1,738 万円の増、館ノ下遺跡本発掘調査に係る農山漁村地域整備交付金 2,428 万円の減などによるものでございます。
繰越金は、2 億 1,030 万 8,388 円で、前年度比 0.1%、およそ 15 万円の減額となっております。
6・7 ページ、町債は、2 億 5,839 8,196 円で、前年度比 0.1%、およそ 21 万円の増額となっております。
次の歳出の概要につきましては、別紙の性質別歳出の状況をご覧ください。

別紙の性質別歳出の状況をご覧ください。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費は、総額で14億3,272円と、前年度比3.4%、4,971万2千円の減額となっております。これは、扶助費が住民税非課税世帯臨時特別給付金1,440万円の減などにより、前年度比8.2%、3,720

6千円の減額となったこと、公債費が過去の地方債の償還終了、令和2年度からの繰上償還による長期債償還金2,213万3千円の減などにより、前年度比6.4%、3,249万4千円の減額となったことなどによるものでございます。

投資的経費であります普通建設事業費は、4億4,753

9千円となっております。新庁舎建設事業の解体工事の完了などにより、前年度比33.5%、2億2,543

8千円の減額となっております。

物件費などのその他の経費につきましては、総額で17億4,706

3千円となっております。前年度比1.0%、1,718

6千円の増額となっております。これは、新庁舎の備品の購入費9,070万2千円の減額などによる物件費1億2,243

7千円の減、財政調整基金積立金8,605万7千円の増などによる積立金1億277万2千円の増などによるものでございます。

次に実施事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応事業としては、ワクチン接種事業、地域商品券交付事業などを実施しております。

また、物価高騰対応事業としては、低所得世帯への交付金交付事業、地域商品券交付事業などを実施しております。

継続事業の新庁舎建設事業につきましては、令和5年7月31日に駐車場及び農村環境改善センターへの連絡通路建設工事が完了し、全事業が完了となっております。

社会資本整備総合交付金事業では、町道の道路改良事業など社会資本整備に取り組んでおります。

防災関係では、老朽化している防災行政無線の屋外子局3基について改良工事を実施し、防災力の向上を図っております。

これら決算数値による各項目の比率等については、経常収支比率が83.8%と前年度比0.4%の増であり、公債費比率は前年度比1.0%減の6.6%となっております。また、一般会計のほか特別会計などの公債費を含めた地方債返還金の大きさを、町の財政規模に対する割合で表している実質公債費比率は10.8%で、前年度比0.7%の減となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、

認定第2号「令和5年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」

180ページをご覧ください。実質収支に関する調書、歳入総額が7億9,990

5千円、歳出総額が6億3,503

6千円、実質収支額は1億6,486万9千円となっております。

148・149ページ、歳入の概要については、国民健康保険税が8,672万9,642円で、前年度比1.7%、およそ149万円の減額となっております。調定額に対する収納率につきましては、81.0%と前年度比1.9%の増となっております。

県支出金につきましては、歳出に見合った額が収入されており、一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、前年度比6.7%、およそ338万円減額の4,725万3,413円となっております。

次に、歳出の概要ですが、

150・151ページ、保険給付費では、療養諸費が4億1,120万4,418円で、前年度比で15.1%、およそ7,286万円減額し、保険給付

費の総額でも前年度比16.6%、およそ9,348万円の減額の4億7,063

1,744円となっております。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては、総額で1億4,6898,259円を支出しております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、

認定第3号「令和5年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

196ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が8,932

8千円、歳出総額が8,765

3千円、実質収支額は167

5千円となっております。

歳入の概要については、

182・183ページ、後期高齢者医療保険料が5,844

5,350円で、前年度比5.0%、およそ279

円の増額となっております。

また、一般会計繰入金は2,985

3,002円で、前年度比1.3%およそ39万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、

184・185ページ、総務費が292

6,064円、後期高齢者医療広域連合納付金が8,419

8,802円で、前年度比1.5%、およそ125万円の増額となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第4号「令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」

212ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が2億8,139

1千円、歳出総額が2億6,793

1千円、歳入歳出差引額は1,346万円であります。そのうち3万2千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は1,342

8千円となっております。

歳入の概要につきましては、

204・205ページ、使用料は6,840

3,570円で前年度比10.8%、およそ827万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、87.3%で前年度比9.1%の減となっております。

一般会計からの繰入金は、1億5,602万4千円で、前年度比6.0%、989万円の減額となっております。

町債では、公営企業会計適用債、秋田湾・雄物川流域下水道事業債及び建設利息償還債として、総額4,090万円を借り入れしております。

次に歳出の概要ですが、

208・209ページ、県が事業主体となっている秋田湾・雄物川流域下水道事業では252

8千円を、下水道維持管理費では、総額で7,038

155円を、

210・211ページ、公債費では、総額で1億9,422

540円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第5号「令和5年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」

はじめに保険事業勘定についてですが、
 252ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が10億2,886
 4千円、歳出総額が9億7,887
 5千円、実質収支額は4,998
 9千円となっております。
 歳入の概要につきましては、
 214・215ページ、介護保険料は、1億6,604
 8,410円で、前年度比0.1%、およそ21万円の減額となっております。
 調定額に対する収納率は、98.8%で前年度比と同程度となっております。
 また、国庫支出金や支払基金交付金などにつきましては、歳出に見合った額
 が収入されており、一般会計繰入金は、1億5,488
 で、前年度比4.5%およそ664万円の増額となっております。
 歳出の概要については、
 216・217ページ、総務費は、総額で1,525万2,730円を、保
 険給付費では、介護サービス等諸費の7億9,935
 8,474円をはじめ総額で8億9,555万214円を、地域支援事業費
 では総額で4,212
 9,266円をそれぞれ支出しております。
 次に、介護サービス事業勘定についてですが、
 262ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出総額ともに
 546
 9千円となっております。
 258・259ページ、歳入は、介護予防サービス計画費収入が546
 8,520円、
 260・261ページ、歳出は、保険事業勘定への繰出金が546
 8,520円となっております。
 以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

認定第6号「令和5年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について」

270ページ、損益計算書をご覧ください。令和5年度の当年度純利益は、
 前年度比およそ677万円増額の760
 5,257円で、当年度未処分利益剰余金は、1億4,430
 5,540円となっております。
 277ページ、収益費用明細書の収入の部、水道事業収益では、給水収益が
 1億2,056
 8,058円と、前年度比2.7%、およそ334万円の減額となっております。
 278ページ、支出の部の水道事業費用総額は、1億3,088
 654円となっており、そのうち営業費用が1億2,641万5,071円
 と前年度比6.4%、およそ858万円の減額となっております。
 279ページ、営業外費用では企業債利息が418
 465円と前年度比10.5%、およそ49万円の減額となっております。
 280ページ、資本的費用明細書の収入の部は、総額7,591
 7千円となっております。そのうち企業債の6,010万円、一般会計出資
 金527万2千円、国庫補助費1,054万5千円については、水道管路緊急
 改善事業送水管布設替に係るものでございます。
 支出の部としては、収入の部でもご説明いたしました、主に送水管布設替事
 業分として配水施設整備費に総額5,161
 3千円を、企業債償還金では3,356
 6,162円を支出しており、総額で1億555
 902円となっております。
 なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、

268ページの下段に記載のとおり、消費税及び地方消費税、過年度損益勘定留保資金で補てんしております。

以上が、上水道特別会計決算の概要でございます。

令和5年度各会計決算の概要をご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえ、認定くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 次に、代表監査委員による監査の報告を求めます。はい、渡邊監査委員。

代表監査委員 渡邊 優 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 伊藤秋雄 それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(午前12時02分)
(再開)
(休憩)
(午後1時30分)

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き再開いたします。これより、議案に対する質疑を行います。
初めに、日程第17、認定第1号「令和5年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について」
質疑を行います。質疑ありませんか。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、京極です。渡邊代表監査委員にお伺いしたいと思います。
一般会計決算の中で、「はちらぼ」補助金、これ経緯としては当初1,600万円で上がってきたものを議会のほうで1,000万円にしました。しかしながら、一年を保つことが出来ずに途中で小売事業のほうは撤退し、その後追加で、補正予算300万円ちょっと払ってるっていうかたちになります。
このあたりについて、監査委員のほうから、こういった意見をお持ちなのか。あるいは審査するなかで、こういったような話が出たのか、もしあればお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、監査委員。代表監査委員 渡邊君。

代表監査委員 渡邊優 いずれ「はちらぼ」の補助金等については、維持管理上必要と思われるものについては当然、町としては支出あるべきだろうと。
ただ、「はちらぼ」側として努力すべき点については、当然それなりの事業努力も必要だろうというところで意見としては、そういう考えで終わっております。
ただ、いずれ最終的な予算の計上については議会の議決要件でございますので、それに従わざるを得ないだろうというふうな考えでございます。

議長 伊藤秋雄 いすか、はい。他に質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第1号について質疑を終わります。
次に、日程第18、認定第2号「令和5年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」
質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第2号について質疑を終わります。
次に、日程第19、認定第3号「令和5年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第20、**認定第4号「令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**
の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第4号について質疑を終わります。
次に、日程第21、**認定第5号「令和5年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**
質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第5号について質疑を終わります。
次に、日程第22、**認定第6号「令和5年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について**
質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第6号について質疑を終わります。
これにて、認定議案に対する質疑を終わります。
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。暫時休憩いたします。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 会議を再開します。
次に、日程第23、**「決算特別委員会の設置について」**を議題といたします。
委員会条例第5条第1項の規定により、決算特別委員会を設置し、令和5年度決算関係の議案の審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、決算特別委員会を設置することに決定いたします。
次に、決算特別委員会の定数は、委員会条例第5条第2項の規定により9名とします。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、私と欠員の1番と3番の議員を除く、議席番号2番と4番から11番までの皆さんを委員に指名いたしますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。決算特別委員会の定数は9
と決定し、議席番号2番と4番から11番までの皆さんを決算特別委員会の委員に決定いたしました。
また、提出された各議案につきましては、議事日程表に記載のとおり、所管の各委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。所管の各委員会に付託することにいたします。
次に、日程第24、**報告第5号「令和5年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和5年度八郎潟町水道事業会計経営健全化審査について**
上程します。
提出者は報告を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の28ページをご覧ください。
報告第5号「令和5年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和5年度八郎潟町水道事業会計経営健全化審査について

財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別添の「令和5年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を付けて、健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告するものでございます。

議長 伊藤秋雄 報告第5号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第5号について質疑を終わります。
次に、日程第25、「陳情について」を上程します。
お手元に配付しております陳情文書表のとおり、陳情は1件であります。陳情につきましましては、常任委員会で審議をお願いいたしたいと思っております。
次に、提出された議案・陳情につきましましては、議事日程表及び陳情文書表に記載のとおり、所管の各委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、所管の各委員会に付託することにいたします。
以上、本日の本会議の全日程を終了いたしました。
事務局長から、委員会室を報告させていただきます。
はい、事務局長。

事務局長 加藤宏 それでは、第1委員会室で、総務産業常任委員会。第2委員会室で、教育民生常任委員会を開催していただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は午前10時より本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後1時41分)

令和6年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第2日目 令和6年9月11日(水)
(開会 午前10時)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は2名欠員の9
であります。
なお、8番 畠山一充君から欠席の届け出がありました。

定足数に達しておりますので、八郎潟町議会 9 月定例会は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

日程第 1、これより一般質問を行います。

最初に、2 番 小柳 聡君の一般質問を行います。はい、2 番 小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 2 番の小柳です。一般質問のトップバッターを務めさせていただきますので、まずは議会を代表して一言述べさせていただきますと思います。

畠山町長、五期目の当選に対して心よりお祝い申し上げます。希望あふれる町を築きたいといったメッセージと共に、子育て環境の整備も推進していくとありました。私自身も過去の議会の中で、子育て企画を誰よりも提案をしてきましたし、今後も提言を重ねてまいりますので、企画として光るものがあれば是非拾い上げていただきたいと思います。

それでは一般質問に入ります。本日は二つのテーマに分けてお話しをしたいと思います。

表題 1「熱く盛り上がった夏から町づくりを考える」といったところで、そういった視点でお話しをしていきたいと思ひます。

八郎潟町の熱い夏が終わりました。まだ、暑いんですけども。一日市盆踊りもコロナ禍前のかたちにかいぶ戻ってきたようにも感じられましたし、さらには選挙戦もあり例年と違った特別な夏であったと思ひますけども、どれだけ語り出しても何より八郎潟町の夏を盛り上げたのは「シダマツペア」のオリンピックの活躍が一番であったと強く思ひます。

そんな私もシダマツ応援に夢中になっていた一人でございます。パブリックビューイングが実施されている時は常に会場で応援しておりましたし、予選の試合も可能な限りテレビで応援しておりました。パブリックビューイングの会場では幅広い年代がたくさん足を運んでいて、世代がバラつきがあるにも関わらず、会場は「シダマツペア

の勝利を願った一体感がそこにありました。町外の応援者も確認できましたが、たくさんの町民がその瞬間に熱くなっていたと実感しております。

結果は皆さんご承知のように、銅メダル獲得という誇らしく素晴らしい成績でございます。

本町では 4 人目のメダリスト誕生となり、帰国後もメディアにも出演ラッシュでございます。先日のジャパンオープン等もニュースや映像で取り上げられる時間も増えていることを実感しております。私たちの想像以上に「シダマツ

人気は全国的になっていると思ひます。

そこで質問というか、所感をお伺いします。

「シダマツペア

の躍動（銅メダル獲得）やパブリックビューイングなどを通してオリンピックを当局としては、どのように振り返るかといった視点をちょっとお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。

志田千陽選手の「シダマツペア

のパリオリンピックでの活躍ぶりについては、行政報告の冒頭でもお話ししたとおり、町では、7 月 30 日の予選リーグ最終戦から 8 月 3 日の 3 位決定戦までの 4 試合のパブリックビューイングを農村環境改善センターで実施しております。事前から放送が予定されていた 8 月 1 日の準々決勝以外の 3 試合は、試合当日にテレビ放送されることが決まり、その度に防災行政無線で急遽のパブリックビューイング開催のお知らせとなりましたが、全試合とも大変多くの皆様に集まっていただきました。特にメダルのかかった 3 位決定戦は、午後 1

0時からの試合開始でありましたが、約350人が会場に集まり、熱い声援を送ってくれました。メダル獲得が決まった瞬間は会場全体が歓喜に満ち溢れ、町にとっても36年ぶりのメダリスト誕生という歴史的な一夜となりました。

志田選手は、6月29日の壮行会で「八郎潟町でたくさんの愛とパワーをもらったので、これを力に変えてメダルを取って戻れるように頑張りたい。」と言っておりましたが、見事に有言実行し改めて感動を与えてくれたことに対し、感謝しているところでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、本当にそうです。思ったとおりのお言葉をいただきました。まず、「八郎潟町から愛とパワーをもらって」といったところと、そういったことを志田選手に言っていただけってことは町としても嬉しいことだと思いますし、迅速に試合当日決定した段階でいろいろ動いていただいたことには、SNS等も通して、防災無線等も通して案内をしていただいたことには町民の一人として改めて感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、8月23日の新聞報道で確認できましたけども、志田千陽選手への町民栄誉賞の顕彰が決定いたしました。この件に関しては素直に喜ばしく感じております。ただ、出来ればもう少しスピーディーに決めていただきたかったというところをお話したいと思います。順序で言えば、順番で言えば一番関連性の低いと思われる青森県が最初に県民栄誉特別賞というものを決定して、その後、秋田県、そして八郎潟町と、順序だけでいうと、そういうふうになりました。

審議会を通してからといったあたりも理解できるものではございますけども、例えば予選を勝ち上がった段階で「メダルをしたら顕彰したい」といった意志を予め伝えておくなどして、水面下である程度進めておいてもよかったのではないかとというのが私なりの観点でございます。

間違いなく今回のオリンピックで志田選手の出身自治体として注目いただいたのは我が八郎潟町であり、地元から先手を打つことが出来ればもっと町民の歓迎ムードの意識も高まったのではないかと思います。

今後こういった可能性としては、限りなく少ないということは承知しておりますけども、町が盛り上がるには、という視点でこうスピーディーな決定を求めたかったというところを、ちょっと所感をお伺いしたいと。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほども申したとおり、志田選手のパリオリンピックでの活躍は、八郎潟町民はもちろん、県内外の多くの方々に感動を与え、大変素晴らしい結果であったことは公然の事実でございます。メダルを獲得した段階で町当局や後援会の一部では、当然、町民栄誉章授与の対象という認識でありました。議員のご指摘のとおり、もう少し早く決定し発表できれば良かったと思いますが、最終的には顕彰条例等の規定に則り8月16日に授与することを決定しております。

青森県にしても秋田県にしても、このような報道発表をする場合は、県庁内にある記者クラブへプレスリリースして、いち早く報道されます。本町においては、今回、取材があった報道機関に対し、町民栄誉章授与が決定したことを伝え、最後に報道されましたが、決して、秋田県等の後追いで決定したものではありませんことをどうかご理解いただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、答弁ありがとうございます。記者クラブのプレスリリースのタイミングとかも多分あるでしょうから、多分そういういったところだと思います。でも本当に実際に9月広報ですか、ああいったかたちで広報に特集いただいたことは本当にありがたい気持ちもございますので、そこは敢えて付け加えさせて

いただきます。

そこで、ちょっと話をちょっと、ええと、もう一点だけちょっと。今後オリンピック記念会館の改修も控えておりますけども、志田選手もオリンピックとしてメダリストとして関連する何かを展示していくことになるかと思います。一点だけここで要望するならば、ただ展示するだけでなく活躍を伝えられるような仕掛け、もしくは、そういった何かしら真新しいことをしていただきたいと思うんですけど、そこに関して教育長答弁いただけますでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 はい、記念すべき志田選手の活躍であると我々も認識しております。是非これを後世に伝えていきたいと思えます。

この度、オリンピック記念会館の改修等に取り組みますが、それに合わせて記念碑がございます。その記念碑にですね、志田選手の名前を刻むということを決定しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 はい、まず、ご答弁ありがとうございました。まず、記念碑に名前を載せていただくといったところとか、その後展示以外の部分もまた是非盛り上がるような仕掛けをつくっていただきたいと思えます。

ええー、ちょっと続けてまいります。五城目町では…話はちょっとガラッと変わるんですけども、企業版ふるさと納税というものを始めました。

企業版ふるさと納税は、地域貢献活動やCSR活動（企業が組織活動を行うにあたって担う社会的責任）の一環として、企業が地方自治体に寄付を行うことで、地域の発展や課題解決に貢献することを目的とします。また、ふるさと納税を通じて地域とのパートナーシップを築き、地域社会との連携強化にも取り組んでいます。企業版ふるさと納税は、企業の社会的責任を果たすだけでなく、税制上のメリットも享受出来るため企業にとってもメリットのある制度と考えます。付け加えれば、従来のふるさと納税制度と違って返礼品を気にしなくていいことから、当町にとっても取り組みやすい一面もあるかと思えます。

また、前述したように志田選手の人気は全国区になっております。オリンピック以前からその人気は有名でしたけども、オリンピックを挟んで、例えばInstagramフォロワーに関しては倍増して、今では100万人に迫ろうかという桁違いの人気でございます。

仮に志田選手がこのような制度を活用する場合にイメージキャラクターになっていただければ、企業側の立ち位置も考えても、これは手を差し伸べたくなるような一つの要因になることも想定できます。

勿論そのような動きがなくても、こういった企業版ふるさと納税といったものを検討をいただきたいと思っておりますけども。

ここで質問として、企業版ふるさと納税に町として取り組む考えはあるかっていったところを質問させていただきます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 企業版ふるさと納税は、地方自治体が国からの地域再生計画の認定を受けて取り組む地方創生事業に対して民間企業が寄付を行った場合、法人関係税が税額控除される制度であります。企業版ふるさと納税を活用するとなれば、大前提として企業から寄付を呼び込むことができる効果の高い事業でなければなりません。次期総合計画の策定を令和7年度に控えておりますので、この制度の活用に向けて、企業から賛同してもらえる地方創生事業について、十分に検討を重ねて判断していかなければならないと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 はい、まず、はい。いろいろな地方の自治体の地方創生事業というものは私も、いろいろチェックしたんですけども、ある程度町でやっているようなものに肉付けしたようなものでも、ある程度活用できてるっていった例もございましたので。

で、補足しますと、令和7年度以降も延長を求める声が企業や自治体からも多数あることで、なんとなく延長していくのではないかなと感じておりますので、この制度がですね。是非、良いものは検討するという姿勢でちょっと検討していただきたいと思います。

また、話はちょっとガラッと変わしまして、一日市盆踊りの話題に移ります。一日市盆踊りも昨年より曜日が、日にちが固定されているなかで、恵まれていない中で、踊り手の増加や来場者の増加、さらに付け加えればマスメディアも例年以上に多かったのではないかなと感じております。特にマスコミ関係では、やはり最近オリンピックで盛り上がった町だといった印象が制作サイドにもあったのではないかなあと思っております。個人的には子ども達の参加が回復傾向な点と町外参加者が増えてきていることに対しては、今後に希望が持てる好材料になっていると感じております。

そこで、お伺いをいたします。当局として、今年の一日市盆踊りの所感はどうだったかといったところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 一日市盆踊りの3日間の参加者数は、競演会、いわゆる大人の部で前年比123名増の582名、親子で盆踊りでは前年比84名増の331名となっております。

特に昨年は3日間で2チーム、31名の参加に留まった一般団体の部が、今年は12チーム157名の参加と大きく増加しております。

増加の要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症が以前より落ち着いたことや、3日間通して晴天に恵まれたことなどが影響したものと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大前の参加者数には届かず、本町を含め一日市盆踊りに参加いただいている周辺市町村の人口減少や高齢化などを考慮すると、現状開催では、今後の参加者数は、横ばい又は微減で推移するのかなあとは思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 確かにそうですね。一般団体のところも、ちょっと触れておきたいんですけども。確かにコロナ開けということで一般町内団体が増えたなあといったところも、そうだと思います。

3日間の、行政報告の中では、観客を含めて6,400人という数字でございましたけども、私はこれ若干控えめな発表だなあと感じましたので、それぐらい昨年に比べて、肌感覚では来場者が増えて、個人的には賑わいが戻ってきたものと、実感は私なりに実感はしておりました。そこで、一般、町内団体は、ある程度コロナ前に対して回復はしてきたといったところで、町外からの参加者を増やすにはどうしたらよいのだろうかと考えた時に、実際にこう来て参加して踊った町外の方々の反応を伝えるのが一番、ある意味外からの声を内側に見せるというのが一番響くのではないかなあと思います。

盆踊り実行委員会と行政の立ち位置もあろうかと思っておりますけども、例えば町外の方に広報でインタビューしたものを広報やホームページ等で紹介したり、まあ、SNSでもOKなんですけども。町外の方に向けてアンケートで感想をもらった点を、どんな点を改善すればまた踊りたくなるのかといった声を拾い上げていくのも良いのではないかなあと思っておりますけども、行政として何かこう、やっぱり盆踊りというのは重要な文化財でございますので、是非、行政として

出来る事を徹底してほしいと考えますけども、そこについてご所見をお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 一日市盆踊りと類似する盆踊りは、南秋田郡、潟上市、男鹿市や山本郡など、八郎湖周辺で広く踊られているようです。実際、競演会町外の部の参加者も、これらの市町村からの参加者が大多数を占めております。

議員提案の町外参加者の方々へのアンケートも良い試みと思いますが、ある程度一日市盆踊りを踊られる方が参加している傾向でありますので、町外からの盆踊り参加者を増やすためには、今まで以上に周辺市町村に対して積極的なPR活動、例えば、去年今年踊られた皆さんに、また是非来年も踊ってくださとか、いろいろなPRの仕方はあると思います。そういう部分で積極的に関わっていただけたらなあとは思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 はい、まず、力強いお言葉ありがとうございます。まずやっぱり、人口減少が進む中で町内だけでなく町外にも目を向けていくのが大事な視点だと思いますので、是非、もちろんSNS等でも幅広く、やっぱり周知がどこまで周知出来るかっていったところが大事であると思いますので、そこも是非参考にさせていただきたいと思います。

いただいた声っていうのもご紹介しようと思ったんですけども、それは盆踊り実行委員会の中でお話ししていきたいと思いますので。

まず、第1問目として質問は終了します。

次の話題に入ります。

一般質問通告書提出が八郎潟町長選挙告示日前日というタイミングでありましたので、なかなか深掘りした質問は難しいなと考えまして、今回は過去に一般質問で取り上げた話題がどのように進捗しているのかといった視点で、2問目は議論していきたいと思います。

昨年9月議会で猛暑による部活動・スポ小活動が制限される話題をいたしました。今年度学校に冷風機を2台設置いただきましたが、評判は効果として多少の認識の違いはあれ、全体的には好感を持たれているようです。

このような動きはスポ小活動の方にも広げていただきたいと思いますけども。

まず、ここで質問として、第2町民体育館にも、このような冷風機を設置する考えはあるかといったところを質問させていただきます。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 小柳議員のご質問にお答えします。

昨年の9月議会での議論を受け、今年度、学校にスポットエアコンを試験的に2台導入し、その効果をみておりました。これまで、主に集会活動や学校行事、スポーツ大会等で使用され、既存の扇風機と併用することで効果が明確に認められたようです。この結果を受け、追加導入を検討してまいります。ただし、学校を優先的に進めますので、第2体育館への導入は学校への配備が完了した後となります。

なお、このスポットエアコンは持ち運びができます。学校が使用しない時に借用して第2体育館やその他の場所で使用することは可能だと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 えー、すみません、ちょびつとここで、今の答弁を受けてちょっとだけ。学校への配備をしていくっていったところは、体育館以外の所に…体育館に

もう少し増設するっていう意味でしたのか、体育館以外の他の…他のクラスはエアコンとかも入ってるでしょうから…ちょっとその考え方をお聞かせ願いたいのと、移動は可能といったところで、それは土曜日・日曜日でも可能なものかかっていったところも、ちょっとじゃあ。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 当初ですね、学校への配備6台考えておりました。で、今年度、試験的に2台導入し効果があつたので、まず6台の配備をしようとは思っております。その使い方ですが、例えば武道場で小学生・中学生が何かしらの集会、それから体育の授業等ある場合、そちらに2台移動して使うことも可能ですし、6台をその場で使うことも可能ということで、まあフレキシブルに進めていきたいと思っております。それから…、そうですね、もちろん学校の都合が許せばという話になると思いますけども、土日の使用も可能だと思われます。実際に先日、スポ小からですね、要請を受けて貸し出したはずであります。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、えー、はい、ありがとうございます。まあ、あの、教育長おっしゃったように冷風機導入、スポットエアコン導入したことによって、ある程度ちょっと環境の改善したと、いったと思われます。これによって、先ほどの9月議会で冒頭で、昨年の9月議会で冒頭でしたところの、話題にした熱中症アラートが出た際の練習可能判断に影響与えてくるのかかっていったところを、ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 熱中症警戒アラートは、環境省が定める暑さ指数(WBGT)が33に達すると予想され、健康を害するおそれがあると判断されたときに発令されます。その目的を考えますと、スポットエアコンの導入にかかわらず、これまでの原則を変えるべきではないと考えます。小・中学校でも、今年の7月17日に、熱中症が予想される期間の「保体(体育)の授業」及び「部活動」についての指標を作成し保護者に配布しております。それによりますと、秋田県に熱中症警戒アラートが発令された場合は、保体の実技は中止、部活動も中止するとしております。また、昨年度山形県で、中学生が部活動を終えて帰宅する途中に熱中症で倒れ、亡くなるという痛ましい事故がありました。この事案から、活動場所への行き帰りにも危険が潜んでいることが分かります。こうした理由から、熱中症警戒アラートが発令されている間は、これまでと同様に部活動もスポーツ少年団の活動も原則中止とする所存であります。ただし、特別な事情があり、活動場所への行き帰りを含めて熱中症対策が十分施されている場合は、検討の余地があると思われますので、教育委員会に相談していただければと思います。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、まあ、あのう、はい、その意見も勿論理解はしているものです。ちょっとここで、本来であれば…ちょっと私の要望として、一点だけ伝えておきたいんですけども。例えばこう、今アラートが出たらダメだっていったところは、今お伺いしましたけども。まあ出た場合に、例えば部活等に体育館を、例えば屋内スポーツも含めて、例えば1時間くらいで割り当てを、この曜日に関しては、この団体がやれるというところにとすると、結構フェアであると思

ますし、ただ休みにするだけでなく短時間の軽めの練習も出来るといったところも出てくるかなあといったところで提案を、提言をしたいと思っております。

まず一応、たぶん特別な事情というのは、おそらく教育長おっしゃった、例えば大会が近いといった点であるとか、多分そういったところは、もうちょっと寛容していただけるような雰囲気は感じましたので是非、まずは、こういった意見もあるといったところをご理解をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

昨年の9月議会で合わせてクーリングシェルターとしての活用を取り上げました。今年度は「はちパル」や役場などの施設をクーリングシェルターとしても開放いただきました。

また、民間にもクーリングスポットとしての募集呼び掛けも行っていたけど、熱中症などの健康リスク低減にも意識付けをできたのではないかと考えます。

今年は昨年ほど高温日がずっと繰り返されることは少なかったとも思いますが、クーリングシェルターとしての活用は、どうであったのかっていったところを、昨日の行政報告と重複しますけども、当局としての所感を伺いたいたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 夏場の異常高温による熱中症等の健康被害を予防する目的で、町有施設7箇所、民間の店舗等12箇所、計19箇所の施設・店舗等を一時的に休憩所として気軽に立ち寄ることができる「ひんやりスポット」を7月1日から9月30日までの期間で設置しております。

設置してからこれまでに一時的な休憩所として利用した方については、施設本来の利用者や買い物客などと区別することはできていないことから、把握はできていないことをご理解ください。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、ご答弁ありがとうございます。僕も実は、そういう把握はちょっと難しいのではないかなと思ったんですけども。一応そういった声があれば拾っていただきたい、拾ってれば、どんなもんなのかなあといったところが気になるところであったので、質問させていただきました。でも、まず、ただ、私が昨年の9月議会で取り上げた以上にやっていただいたっていうところには改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それではまず、続けてまいります。

昨年の12月議会では有害鳥獣対策協議会（仮）というような組織の協議会を作るなど体制整備を検討してはどうかといった質問を行いました。協議会を設立することにより、「箱罾」・「くくり罾」などの購入費用に対する財政支援が受けられるので、「本町でも来年度中の設立に向けて準備を進めてまいります」といった答弁もございました。

今年度設立されたという情報はありますが、どのような構成メンバーで設立し、私自身は協議会を設立することで交付金措置をいただけるといったところが、いただける対象になるところが第一で提案したものであったんですけども。

ここで、質問させていただきますが、協議会はどのような目的で設置されたのかっていったところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町鳥獣被害防止対策協議会につきましては、会長に町長、副会長に町猟友会会長を選任し、秋田地域振興局農林部、五城目警察署、男鹿南秋田森林組合、

秋田県農業共済組合、あきた湖東農業協働組合の職員で構成され、事務局を産業課に設置することとし、7月30日に設立総会を開催いたしました。

設立の目的については、本町における野生鳥獣による農林産物被害の軽減と人的被害を未然に防止するための施策を推進するため、関係機関が相互に協力し、有害鳥獣の捕獲活動及び被害防止対策事業等を実施し、農林業の発展と地域の振興に寄与することとしております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、まあ、あの、協議会の構成メンバーも伺いました。捕獲や被害対策っていったところにもある程度交付金、そこらへんも全体的に交付金措置されるというイメージでよろしいでしょうか。あの、捕獲や被害等に対しても被害対策っていったところなのか、被害にも、例えば交付金措置がされるのかっていったところをちょっと、もし分かればいいんですが。被害対策に対するものも交付金措置の対象になるのかっていったところ。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 ただ今のご質問についてお答えいたします。

協議会を立ち上げることによりまして、来年度の予算要望の対象となる見込みです。主な内容といたしましては、イノシシ罠の購入等ですね、一つ目は。

それとあと、実施隊員の出勤報酬、あとは、いろいろ被害防止計画に定めるツキノワグマ、イノシシ等に係るセンサーやカメラなどの設置費用も交付対象となります。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。まず、そういった準備の段階のほうにある程度、交付金対象になるっていったところも、お伺いもできました。

それでは続けてまいります。

今回の町長選の話題において、新聞では空き家の増加を一番の課題として掲載をしておりました。

私自身も空き家の問題は深刻な課題だと捉えて、昨年の12月議会で空き家の問題を取り上げておりました。起業家の皆さんには、こういったものが提供出来るのかっていったところは、「やはりこの空き家バンクを増やしていくことが最も重要なことであろうかな」と思っております。

という答弁でございましたけども、起業家の目に留まるようにするためには空き店舗の情報もあった方がイメージもしやすいのではないかと考えます。

空き家バンクの登録もなかなか伸び悩むといった中で、空き店舗も空き家バンクに登録することは可能かっていったところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 空き店舗の数は調査はしていませんが、商店街の様子をみると、営業を取りやめた店舗のシャッターが目につきます。しかしながら、これら空き店舗の大多数は半住居、半店舗造りとなっており、所有者が居住している物件がほとんどであるため、空き店舗を空き家バンクへ登録することは難易度が高いと思われます。

例えば、店舗部分のみを対象とした賃貸借は、貸す側が店舗設備や水回り、セキュリティ関係などを整備し、借り手の営業スタイルに納得して貸すことができるかどうか。また、借りる側は立地条件や所有者が居住していることへの理解、賃貸借条件に納得できるかなどの課題がございます。

これまで、空き店舗を貸したい、売りたいといった相談はありませんけども、

相談があれば随時対応し、理解が得られれば、空き店舗の空き家バンク登録も可能かと思われます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 はい、まず、前向きなご答弁をありがとうございました。理解があればやらせてもいいよというところは、はい、あの、前向きに捉えてまいりたいと思います。

八郎潟町で商売をするといった場合に、やはり町外に住んでいる方にとってはマーケットがちょっとイメージしづらいのではないかなあといったことが考えられます。

空き店舗をある程度整備して、一定期間間貸し出来るようなチャレンジショップのような物件を持つことが町として出来れば、新たな経済効果を生む可能性があると考えますけども、空き店舗対策として、チャレンジショップのような事業を検討してはどうかっていったところを質問させていただきます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。町長 畠山菊夫

町長 畠山菊夫 先ほどの質問でも回答しましたけども、所有者が居住している物件の賃貸借は難易度が高い。空き店舗を貸したい、売りたいと考えている相談者がいれば、チャレンジショップ事業については、これは検討してまいりたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 はい、まず検討してもいいといった言葉もいただいたので、これはちょっとじゃあ是非、前向きなお言葉をいただいたと思って、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、2 番 小柳 聡君の一般質問を終わります。
次に、7 番 村井昇君の一般質問を行います。

7 番 村井 昇 おはようございます。7 番 村井です。私からは五つに分けて一括質問したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

表題1「八郎潟町役場庁舎は総額いくらで完成したのか」ということでテーマにしております。

庁舎が完成してから2年以上経過したわけですが、駐車場や改善センターまでの通路も完成、また庁舎前や保育園前の道路も完成し素晴らしい庁舎と思いますが、利便性はいかがでしょうか。全てが完成したようですので、旧庁舎の解体から新庁舎、通路、駐車場、道路整備にかかった経費はいくらだったのでしょうか。大まかな数字でもよろしいので教えてください。

また各事業に対し、補助金は無かったと聞いていましたが、何も無かったのでしょうか。

せっかく新築した庁舎から残念なことに、今まで2～3回の水漏れが発生し改修工事が行われています。工事による保証期間は2年間と聞いておりますが、今後発生した場合はどのような対応になるのか教えてください。

ここ数年、毎年のように異常気象による大雨や大雪、強風による災害が発生していますので町の負担にならないように頑張してほしいと思います。

表題2「小中学校の植木、垣根の手入れを」ということでテーマにしております。

小中学校の周りの植樹された垣根や植木が、かなり伸びています。完全に手入れ不足だと私は思います。特に学校の裏側の武道館の後ろ等、また、南側のプールと学校の間もほとんど手入れが行き届いていないので垣根も大きくなり、かなりの剪定が必要なのではないでしょうか。また、野球のグラウンド周辺やテ

ニスコートの周りの植木もかなり無くなり補充、もしくは植え替え、芝生にするとか、もっときれいにできないものでしょうか。

休日や連休には町外から父兄や子どもたちがたくさん来て練習試合などを行っています。学校の校舎そのものは立派なわけですが、周辺をもっときれいにできないものでしょうか。

また、旧八郎潟小学校の裏側の木もだいぶ大きくなっています。もう必要無いのではないのでしょうか。大きくなると伐採するにしても、かなりの経費がかかると思いますので必要で無かったら早く処分したらよいのではないのでしょうか、と私は思います。

表題3「八郎湖桜並木のU字溝の清掃を」ということで、

毎年6月に八郎湖堤防の桜並木の下の草刈り作業を年一回町内会で行っているわけですが、非常に良く刈り取られU字溝もきれいに清掃されています。ただ、残念なことに町内会の草刈りから外れた記念樹と真坂寄りのU字溝と排水路が、ここ数年清掃されていません。U字溝に関しては泥上げもされていないので排水路も詰まっています。雨が多く降ると道路に溢れる状態の所もあります。なぜ、泥上げをして水が流れるようにしないのか教えてください。これも、県外や町外からのたくさんの釣客が来ますので整備できないものなのでしょうか。

表題4「空き家の所有者のいない場合の対応は」ということで、

町には空き家も年々増え300件近くになり、その建物の管理に対する対応は大変なことと思います。このように毎日が地球温暖化の影響で家の中は高温になり湿度も高く、家を開閉しないと家の中は風化してまいります。また、屋根も錆びて雨漏りも発生します。強風によりトタンがはがれる場合もあり、そういう空き家が増えてくるのが現実だと思います。

町では、このような状況にどのように対応していくのでしょうか。

夜叉袋地域においても築50年以上の空き家もかなりあります。特に所有者本人が亡くなり県外や町外に出て連絡がつかない空き家が多くなってきていると思います。町でも個人情報の関係で教えてもらえない場合もあり、なかなか解決できないのが現実だと思います。

この問題は全国的な問題であり、なかなか前に進みません。代理人や管財人を早く決めてもらいたいと思いますが、誰に相談したらよいのか分かりませんので教えてください。

表題5「町の残土の処理について」

役場職員の駐車場の隣の雪捨て場の残土は、いつ処分するのか。駐車場として使用する場合や雪捨て場として使用する場合や草刈りをするにしても邪魔になると思いますので早めに処分し、更地にできないものでしょうか。

以上、私から五つの質問ですので、一括上程しましたので、よろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。

新庁舎建設事業は、平成30年度に基本設計に着手し、令和元年度の実設計を経て、令和2年度から2カ年に及んだ建設工事は約13億4百万円で竣工しております。また、令和4年度に着手した旧庁舎解体工事は約2億2百万円、令和5年度に着手した連絡通路及び駐車場整備工事は約1億9百万円で完成しており、各工事にかかる設計業務や工事監理業務及び新庁舎用備品、関連付帯工事等を含めた総額は、約18億6百万円となっております。このうち、起債額の3割が交付税算入される市町村役場機能緊急保全事業債を約12億7千万円充てております。

なお、建設水道課で令和5年度に発注した町道役場大道線の改良工事費は約3千3百万円であり、このうち、社会資本整備総合交付金を約1千8百万円、

起債額の7割が交付税算入される過疎債を約1千5百万円充てております。

次に、新庁舎において、今後雨漏りが発生した場合の対応については、令和5年11月7日に設計者及び施行者同席のもと議会全員協議会でご説明したとおり、今後更に様々な気象状況により雨漏りが発生した場合は、設計者と施行者で真摯に対応していくと報告されております。

なお、令和6年5月27日の全員協議会で、1階南側通用口の防犯カメラ内部に結露が見られた事案については、サッシ接合部のシーリング施工で4月6日に補修が完了したことをご報告しておりますが、その後、設計者と施行者から別の方法でも追加補修を実施したいとの申し入れがありましたので、期間は未定ですが、この後、10日間程度の補修を予定しております。

次に、八郎湖桜並木道路沿い側溝の排水は、区間毎に集水し、土地改良区の排水路へ排水されております。所々に長年に亘る土砂、草刈りなどの堆積により排水不良となっている区間が見受けられます。記念植樹を行った町内会や、各種団体、一般世帯で、U字溝の清掃も行っている箇所以外に多く見受けられます。

側溝清掃は毎年、町内会要望など多数ございますが、住宅地周辺や幹線水路など、町内会で対応しきれない箇所を、優先度を判断し実施する方策としております。

桜開花時の景観には若干の影響があるものの、道路や周辺への重大な影響は及ぼしていないことから、現時点で全般的な土砂撤去や、側溝の整備は考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思っております。

次に、空き家のご質問ですが、トタンが剥がれたなどの危険空き家については、町民からの情報提供や町内会からの要望、隣近所からの苦情などにより、所有者に対し必要な除去、修繕等の対策など適正な管理について注意喚起し、条例に基づき必要に応じて助言又は指導を行っております。また、「八郎潟町空き家等除去費補助金交付要綱」を制定しておりますので、補助金の活用を含め適切な処理に努めたいと考えております。

一方、所有者が死亡して相続人がいないことや、相続人が全員相続放棄した場合など所有者が不明な空き家については、市町村が裁判所に財産管理人を請求し修繕や処分を実施することができるなど、「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年12月13日に施行されており、法律に準じて対応してまいります。

空き家が増えている現状であります。町内で危険空き家がありましたら、早急な対策を講じることが困難な場合もございますが、町へご相談していただければと思っております。

次に、町の残土の処理についてですが、大道駐車場北側の残土は、庁舎建設工事の掘削で発生したものであります。その後に着手する一連の庁舎建設工事や関連する付帯工事において流用土として使用することを想定してストックしたものであります。なかでも旧庁舎解体工事においては、地中梁や基礎部分の解体もありましたので、隣接する道路の高さまで埋め戻しが必要と考えておりましたが、翌年に着手する駐車場整備工事で再掘削されることを避けるため安全対策を講じて、埋め戻し材となる残土を流用しなかった経緯がございます。

今ある残土については、今後計画される旧小学校の利活用で、校舎及び周辺敷地を含め、どのような計画が進められるかも見極めながら、余分な残土については処分していく考えでございます。

議長 伊藤秋雄 伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 村井議員の二つ目のご質問にお答えします。

学校敷地内の校庭樹木等の管理については、例年業者に業務委託しておりますが、昨年度の契約内容は、芝生除草剤散布、樹木防除、冬囲い設置及び撤去

となっており、剪定処理が含まれておりませんでした。

今年度は、それに加え、松、ドイツトーヒ、カイズカイブキ、高さ1.5m未満の花木や生垣などの剪定処理、樹木の支柱の補修などを行うため、当初予算額では238万7千円と、昨年度比183万5千円の大幅な増額となっております。

入札は6月21日に執行、6月24日に契約は締結されました。工期は、来年3月10日までとなっております。請負業者に現状を確認したところ、この後順を追って剪定処理、支柱の補修などの作業に取り組む予定となっているということでしたので、今後の変容を注視していきたいと思います。

なお、野球場やテニスコートの周囲に植えられている樹木の内、強風で抜けてしまったものや立ち枯れてしまったものがありますが、これらについては、コスト削減のために新たに補充しないことになっておりますので、ご承知おき願います。

また、旧小学校の管理については、現在、総務課管理となっておりますが、庁舎内協議では、議員が言われるように、敷地内全域の樹木が繁茂している状態でありますので、今後、年次計画により伐採していく考えであります。

議長 伊藤秋雄 はい、村井 昇君。

7番 村井 昇 教育長さんに聞きますが、この後、剪定の時期っていうものがあると思いますが、剪定する場合は…もうかなり伸びてるんですよ、確認してると思いますが。もう垣根でなくて雑木に近い状態となっておりますので、かなり短く、それでも短く切ってもまた芽が出て来ると思いますので…なんていう、思い切って短くしてもらったほうが見た目も良いですし、その時は見た目が悪いかもしれませんが、見た目も良くなると思いますので多めに伐採、伐採っていうか鋏を入れてもらうようにお願いしてください。よろしくお願いします。

議長 伊藤秋雄 いまの答弁…いすか。

7番 村井 昇 答弁、要らねってねが。ああ、いい、いい、答弁して。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 ご助言、どうもありがとうございます。

契約書を見ましたら、垣根の高さを何メートル未満にするという、そういうことが書いておりましたので、おそらく業者のほうでは計画があるのではないかなと思われます。

また、時期に関してですけれども。やはり、広い敷地内ですので、なかなか一気にこう剪定作業行いうってことはできない、従って時期がずれ込むことが考えられますが、それを補うかたちで今、校舎管理で働いていただいている会計年度職員の方がですね、気が付いたら伸びた木等を切るという、そういう作業をやっているはずであります。最近も、その作業やった跡がありました。

是非この後、どういうふうになるか注目していきたいと思います。

7番 村井 昇 よろしく申し上げます。

議長 伊藤秋雄 はい、村井 昇君。

7番 村井 昇 ええと、空き家について聞きたいんですが。管財人とか代理人っていいですか、そういう方がどうしても受ける人がいないということもちょっと聞きました。そういう場合、何か手の打ちようがないわけですね。だから、そういう場合…何とかなあ、どうすればいいか、私も分かりませんので。何か管財人、一時、管財人がいたということであつたども、その人が辞退したっていう話も聞きましたので。また連絡が付けよう無くなって、何するにしても誰…町のほ

うでやってくればいいですけど、それもちっと無理なようですので、まずそこあたり、どのようになるのか心配です。受ける人がいないということです。相談したところ。

それからやっぱり、亡くなって連絡の付けようが無いから、何か住所とか名前、電話番号聞くってば、それしか内部情報の絡みで教えてもらえねえば調べようねすものな我々。連絡の付けよう無い場合もありますので、出来るだけ解決するためには、そういう面を聞いたら教えてくれるようにしてもらえれば非常に助かりますので、もし出来るようでしたら、出来なければ出来ないで放棄して、あと人に迷惑かかって初めてまた町のほうへ何回も足運ばなければならぬ状態になると思いますので、出来るだけ何でも教えてくれるように、解決のために教えてくれるようお願いしたいものです。

どういふものでしょうか、町長さん。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まあ、民法上によって対応していくしかありませんので、ご理解いただきたいと思います。

7番 村井 昇 難しな。難し。まつ、そういうことのようなので、私はこれで質問を終わりたいと思います。
どうもありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて7番 村井昇君の一般質問を終わります。
次に、4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。
はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 議席番号4番 日本共産党の北嶋賢子です。
残された時間を鑑みて、今回は、生命と健康と食に関連して1. 2. 3とまとめてみました。よろしくお願いいたします。

表題1「生命と健康と食に関連して」

故郷、八郎潟に来て環境庁の自然観察調査員に登録しました。今は環境省ですけれども、まだ当時は環境庁でございました。

グループで桃洞の滝と桃洞杉を見に行く計画を企てました。自然保護課の関係で、いつもお世話になっている秋大の先生に相談しましたら、森吉の桃洞の滝なんですけども、当時は遊歩道作るのに爆破問題がダイナマイトの関係ですごくニュースになっている時でしたので、その秋大の先生に相談しましたら、自然に人が手をかけたらこのようになるというのを見る良い機会だから行って来なさい、と言うのでグループで、その場所を見に行きました。

あれから、何十年も経っているんですけれども、地球温暖化で50年、100年に一度の雨が毎年になって、そして、秋になっても山から下りてくる赤トンボが、いつもの年の半分もいないんです。ホタルやトノサマガエルも消えて、かろうじてクロサンショウウオのタマゴが数個ありました。ニホンタンポポや旧来の野の花も消えました。ミンミンゼミやニイニイゼミも聞こえなくなって、ヒグラシが悲しげに、たまにツクツクボウシが鳴くだけです。

人間の使用してきた農薬のせいかと、私は思ってます。二人に一人がガンを患う時代です。ニオネコの農薬を今世界で止めているのに日本のJAだけは、これを認めています。このようなことをあっているのかどうか。JAに責任はないのかどうか。このこともまた聞いてもらいたいと思います。

子ども達のために安心安全な野菜を頑張って、これまでできました。でも、「野菜作ってるか？」って、この間聞かれたんですけども、やっぱり年には勝てないし、どっかがやっぱり体調も狂ってきてくると思います。

この間、図書館の行事で大潟村の県立大学のキャンパスに参加しました。ドジョウを研究している先生の教室も見学して、わずかな希望が見えました。壊

しておいて孫子に頼るのは浅ましいけれども、若者達にすぎるしかないと思いました。

これが現実だと思います。このような現実をどのようにみるのかっていうことで、1番とさせていただきました。

表題2「機能性表示食品（サプリメント）とは」という題にしました。

特保（特定健康用食品）で申請して食品安全委員会から安全性が確保出来ない、とされたものが特定健康用食品なんだそうです。

この制度は2015年4月から始まり、2013年6月14日に安倍内閣で決定されています。全国の消費者生活センターに寄せられた健康食品に関する年間の相談件数は、2013年度4万4千398件にのぼっています。一番多いのが送りつけ商法2万9千522件です。

安全性に明確な定義が無いのに、これを食べると健康になれると消費者は健康食品への期待を持って使用しているのが現実です。私たち消費者は食べるという事に対しても、もっと慎重になるべきではないでしょうか。

テレビをつけると、死亡保険とサプリメントばかり。夫が亡くなってからテレビを見る機会が多くなりました。で、テレビを付けるとサプリメントばかりです。

厚生省は企業の言いなりではなく、安全と品質のしっかりした厳しいルールが必要と思うのですが。でなければ、今回のような紅麴のような事件は起こらなかったと思います。特に一人暮らしのお年寄りが増えている昨今、気配り等、民生委員も大変ですけども、町内でも細かな対策が必要と思うのですが。このことは、この前、長野県から味噌を売りに来ました。一樽一万円だって言うんです。でも、ウチの場合は「味噌自分ちで作ってるから要らないって」断ったんだけど、帰してから、もしかしたら買ってるんじゃないかと思って一人暮らしのオバアン所に行ってみました。「買わなかったよ」って言ったけど、これは嘘だなと思ってウチの中調べたら、樽が一つありました。ですから、おそらく一人暮らしが増えてきているので、こういう被害は多くなっていると思います。これを食べれば身体に良いっていうのがテレビを付けると、そればかりやってるものだから、だから、これはやっぱり、この先もう少し規制しなければならぬんじゃないのかなあと思います。これを2番としました。

表題3「ゲノム編集食品について」この件に関しては、前にも質問したことがありますけども。

私たちはスーパーに行っても、同じ食品でも健康に良いとされる成分の入っているほうを購入します。そのような消費者の動向を見てメーカーは商品をつくります。それがゲノム編集食品だとしたら。商品に表示義務が無いので、ゲノム編集食品は食べたくないと思っても気が付かないまま摂取しているような状態です。そういう人も出てきています。数年前にゲノムの質問をしたことがありましたけれども、三本足のニワトリは加工されてしまうと分かりません。タマゴを産ませるためにメンドリだけを作る操作もされています。そして、この間分かったんですけども、血圧を下げるための物質を多く蓄積させたゲノム編集トマトというのがあるんだそうです。2021年に流通が始まってると思います。

私も今、血圧で朝・昼・晩って血圧の薬飲んでるんですけども、もし、こういう物が、お医者さんの薬の他に食べてもいいっていうことになったら、これはまた大変な事になると思います。

私たちは気が付かずに食べているのかもしれないかもしれません。食は人間の生命と健康にかかわる大切なものです。私たち消費者がどこで見分けをするか。買うか・買わないか・食べるか・食べないかと選択できればと思ひまして、この問題を3項目に分けてみました。

よろしくをお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

農薬につきましては、農薬取締法により規格や製造・販売・使用の規制等について定められております。農薬取締法は、戦後の食糧難に苦しんでいた1948年に制定され、それまで農薬を取り締まる法律がなく、食料の増産を急ぐあまり安全性に問題のある粗悪な薬品の被害が後を絶たなかったことから、品質を定め、安全な農作物を安定的に供給し、国民の健康保護や生活環境を保全することを目的としております。

食の安全性は当然確保されなければならないものであり、自然環境への負担も考慮する必要があります。その上で、農家の担い手不足が急速に進行するなか、収量増加、労働力軽減、生産効率の向上、食料の安定供給のために農薬は不可欠となっております。

食の安全性確保や生活環境動植物の保全等のため、農薬散布時には、製品ラベルに従い、決められた使用量や用法など使用上の注意を守っていただきたいと思います。

次に、保健機能食品とは、国が定めた安全性や有効性に関する基準などに従って食品の機能が表示されている食品になります。その保健機能食品には、「栄養機能食品」、「特定保健用食品」、「機能性表示食品」の3種類があります。この保健機能食品以外の食品には、食品の機能を表示することはできませんので、消費者は容器の包装を見て、保健機能食品とそれ以外の食品を見分けることができます。また、医療機関や薬局等には、健康づくりを進めるうえで目的にあった健康食品の安全性や機能の活用方法について、正しい情報を提供する、アドバイザースタッフなどがおります。消費者一人一人が、それぞれの食生活の状況に応じた適切な選択をするためには、薬局等に相談することにも必要になるかと思えます。

最後に、ゲノム編集技術応用食品は、ゲノム編集でDNAに起こる変化が自然界の突然変異や品種改良でも起こりうる変化であれば、安全性に関しては遺伝子組み換え食品のような安全性審査を経ずに届出を行うこととされています。また、ゲノム編集技術によって外来遺伝子が導入される場合は、遺伝子組み換え食品と同様、厚生労働省による安全性審査が必要です。

届出事項など一定の情報が厚生労働省のホームページで公表されており、現在、アミノ酸含有量を高めたトマトの他5品目が届出されております。

食品表示法で表示義務はありませんが、消費者庁は消費者の自主的かつ合理的な選択の観点から、事業者が自発的に表示等情報提供するように求めています。

今後、国で流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集も随時行っただけで、必要に応じて整理方針の見直しを検討することから、今後の動向を注視していきたいと思えます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、ありがとうございます。今回は命と健康に関するということで、それで、食品関係に出させていただきました。

先ほど、小柳議員さんから鳥獣の関係の質問がありました。幸い、浦大町には去年、熊の害がありませんでした。ウチの周りは歩いてるんです、勝手口を通って。「お母さん、熊！熊！熊！熊！」ってお嫁さんが言うくらい村人中、熊が歩いています。

そして毎年、カモシカが放し飼いの犬のように、カモシカが村人中歩くんですけども、去年は一頭もカモシカが見えませんでした。熊が出るようになって、「これ、カモシカにも縄張りがあるのかなあ、熊にも縄張りがあるのかなあ」と思うくらい不思議なほど一頭もカモシカを見ることができません。いつも、放し飼いの犬みたいにして村人中歩いてるから、「ああ、カモシカ歩いてるな

あ」というふうにはしか見てなかったけれども、これにもやっぱり「縄張りがあるのかなあ

と思いました。

それで今回は健康の関係に関して質問しましたけれども。やっぱり厚生省のほうに、もう少しギリッとした制度を作ってもらって、これは国民にとって良いのか悪いのかシッカリと判断をしていただきたいと思います。

そして、私、東京から帰って来て、県のほうの自然観察調査員に登録して、そして議会に出るまで、その活動していたんですけど。これが県のほうの自然保護に関する本なんです。今、私にはもう無用の長物になった。昔はすごく…私は共産党だから、「あっち行け」ってば「はい」、「こっち行け」ってば「はい」って、だいたい全県歩いてます。その都度、いろんな所行って、そして調べたりしました。これ、各町村が全部メッシュになってます。ですからあのう、もちろん八郎潟町も付いてますけれどもね。ですから、私には、あと時間が無いから要らないんだけど、図書館のどっかの隅っこ置いてもらえればなあと思って。そして帰りにね、寄ってみたいと思ってます。「自然環境管理計画」といって秋田県で出してる、自然保護課で出してる、ものすごい中が濃くなってますので、すごくて。私みたいな者がこの後出て来ないとも限らないので。ですから、図書館のほうにちょっと寄ってみたいと思います。

今回は、食品関係を出させていただきました。

あと、12月にもう一回あるんだけど、それはそれなりにもう計画立ててますので、よろしくお願いします。

特別に、ご答弁は要りません。ありがとうございます。いつもお世話になってます。ありがとうございます。終わります。すみません。

議長 伊藤秋雄

これにて、4番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了します。

これより、第一委員会室において、決算特別委員会を開いていただきます。

なお、最終日は9月20日、午後3時より本会議を開催しますので、よろしくをお願いします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦労様でした。

(閉 会 午前11時29分)

令和6年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第11日目 令和6年9月20日(金)

(開会 午後3時)

議長 伊藤秋雄

お疲れ様です。ただいまの出席議員は2名欠員の10名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたします。

なお、松田健康福祉課長から欠席の届け出がありました。
これより、本日の会議を開会いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
日程第1、「本会議で各委員会に付託された議案について、各委員長の報告を求めます。
はじめに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告を求めます。2番 小柳聡君。

総務産業常任委員長 小柳聡 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。5番 石井清人君。

教育民生常任委員長 石井清人 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。
まずはじめに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑がないと認めます。総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、決算特別委員長 柳田裕平君の報告を求めます。はい、11番 柳田裕平君。

決算特別委員長 柳田裕平 (決算特別委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 次に、特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑ないと認めます。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、承認第6号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて」、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。承認第6号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、承認第6号は委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第3、議案第32号「八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。**議案第３２号**について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、**議案第３２号**は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４、**議案第３３号**「八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。**議案第３３号**について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、**議案第３３号**は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第５、**議案第３４号**「まちづくり活動センター設置条例の一部を改正する条例について

、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。**議案第３４号**について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって、**議案第３４号**は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第６、**議案第３５号**「令和６年度八郎潟町一般会計補正予算（第３号）について」、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。**議案第３５号**について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって、**議案第３５号**は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第７、**議案第３６号**「令和６年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。**議案第３６号**について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、**議案第３６号**は委員長報告のとおり可決され

ました。

次に、日程第 8、**議案第 37 号「令和 6 年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」**、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。**議案第 37 号**について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、**議案第 37 号**は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 9、**議案第 38 号「令和 6 年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」**、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。**議案第 38 号**について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、**議案第 38 号**は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 10、**議案第 39 号「令和 6 年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」**、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。**議案第 39 号**について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、**議案第 39 号**は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 11、**議案第 40 号「令和 6 年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」**、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。**議案第 40 号**について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、**議案第 40 号**は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 12、**議案第 41 号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」**、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。**議案第 41 号**について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

（全員起立）

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、**議案第４１号**は委員長報告のとおり決定されました。
次に、日程第１３、**議案第４２号「八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について」**、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。**議案第４２号**について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、**議案第４２号**は委員長報告のとおり可決されました。
ただいまから、各会計の決算認定について採決に入ります。
渡邊代表監査委員から出席していただきます。
暫時休憩します。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員着席)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 再開いたします。
次に、日程第１４、**認定第１号「令和５年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について」**、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第１号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって、認定第１号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第１５、**認定第２号「令和５年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」**、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第２号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第２号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第１６、**認定第３号「令和５年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」**、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第３号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第３号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第１７、認定第４号「令和５年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第４号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第４号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第１８、認定第５号「令和５年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第５号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第５号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第１９、認定第６号「令和５年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について」、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第６号について、委員長報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第６号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。暫時休憩します。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 再開します。
次に、日程第２０、「陳情について」、討論・採決します。
受理番号第６号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、２０２５年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第６号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、受理番号第６号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。

次に、日程２１、**諮問第２号「八郎潟町人権擁護の推薦につき意見を求めることについて」**を上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。そのように決定いたします。
本諮問について、提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要についてご説明申し上げます。
配布いたしました資料をご覧ください。

諮問第２号「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

人権擁護委員の土橋 茂氏は、令和６年１２月３１日をもって任期満了を迎えますので引き続き人権擁護委員としてお願いいたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、法務大臣への推薦にあたり議会の意見を求めるものでございます。

土橋氏は、令和４年１月より人権擁護委員に委嘱されて以来、その職務に精励され人権擁護委員としての要件を十分に満たしておりますので、候補者として推薦するにあたり諮問するものでございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 日程第２１、**諮問第２号**に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第２１、**諮問第２号「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**
、推薦することと答申することに賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、諮問第２号、人権擁護委員の推薦については、推薦することと答申することに決定いたしました。

次に、日程第２２、**選挙第１号「湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について」**を上程いたします。

湖東地区行政一部事務組合議会議員については、欠員１名を組合規定に基づいて選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。従いまして選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。従いまして議長が指名することに決定いたしました。

欠員の湖東地区行政一部事務組合議会議員の欠員に対して、１１番 柳田裕平君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名した柳田裕平君を、湖東地区行政一部事務組合議会議員の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。従いまして、ただ今指名された１１番 柳田裕平君が

湖東地区行政一部事務組合議会議員に当選されました。

次に、日程第２３、「**議員派遣について**」を議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２９条の規定により、議会の議決が必要となります。

お諮りいたします。皆様に配布した資料のとおり、議員を派遣することにし
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、配布資料のと
おり派遣することに決定いたしました。

ただ今決定しました議員派遣については、今後変更する場合は、その取扱い
を議長に一任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。よって議員派遣の内容、変更を要する場合の取
扱いは議長に一任いたします。

次に、お手元に配付してあります日程表のとおり、追加案件が１件提出され
ております。

このことについては、本日議会運営委員会を開催しております。議会運営委
員長の報告を求めます。８番 畠山 一充君。

議会運営委員長 畠山一充 私から９月定例会の追加案件を審議いたしました、当議会運営委員
会の審議経過と結果について、ご報告いたします。

本日、午後２時３０分から第二委員会室において、当局より町長、総務課長
が出席し、委員会が開かれました。

追加案件として、「秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出につい
て」を追加案件として上程したいとの申し出がありました。

このことから、当委員会では、追加案件として、追加日程第１「秋田県後
期高齢者医療広域連合議会議員の選出について」の１件を日程に追加することに
決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしく願いい
たします。

議長 伊藤秋雄 追加日程第１、**選挙第２号「秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
について**」上程いたします。秋田県後期高齢者医療広域連合規約第９条第３項
の規定により、１名を選任するものです。暫時休憩し、議会事務局より説明を
よろしくお願いします。

(休 憩)

(再 開)

議長 伊藤秋雄 再開いたします。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推
薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うこ
とに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名すること
にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いた
しました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に、八郎潟町長 畠山菊夫君を指名
します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した八郎潟町長 畠山菊夫君を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名された八郎潟町長 畠山菊夫君が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。
以上、今定例会に付議された案件は、すべて終了しました。
これをもって、八郎潟町議会 9 月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

(閉 会 午後 3 時 3 4 分)